

学生教育研究災害傷害保険のご案内

本学の大学院医学研究科医学系専攻博士課程の在學生は全員が下記保険に加入しており、ご本人による手続き・費用負担は不要となっています。

【加入内容】

学生教育研究災害傷害保険(Bタイプ:最高1200万円)及び通学中等傷害危険担保特約

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/>

学研災付帯賠償責任保険(略称「付帯賠償」) ページ内、Cコース

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-baisho.htm>

それぞれの概要・詳細につきましては、各ページのご案内・しおりをご確認ください。

学生教育研究災害傷害保険 (学研災)

国内外において、教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被る傷害(ケガ)に対して保険金が支払われます。

本保険における傷害は、「身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取した場合に急激に生ずる中毒症状」及び「日射又は熱射による身体の障害」を含みます。なお、「病気」はこの保険の対象ではありません。

通学中等傷害危険担保特約

被保険者(補償を受けることができる方)の住居と学校施設等との間の往復中又は学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

学研災付帯賠償責任保険 (付帯賠償)

国内外において、学生(被保険者)が正課、学校行事、課外活動又はその往復において、他人にケガを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金が支払われます。

加入証明書の発行について

学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険加入証明書が必要な場合、「証明書交付願い」を利用の上、学事課宛にご提出ください。

和文／英文どちらも発行可能となっており、手数料は無料となっています。

事故発生から保険金が支払われるまで

【事故発生後】

①学事課庶務担当への事故の連絡

事故発生後30日以内に下記(A)～(C)の方法で東京海上日動の損害サービス課へ送付

(A) 事故通知システムによる対応

【PC・スマートフォン】

https://f.msgs.jp/webapp/form/15429_lvw_1/index.do

【携帯版】

https://f.msgs.jp/webapp/form/15429_lvw_4/index.do

(B) FAXによる対応

03-3285-0105

FAX用フォーマットは、以下URLにて取得可能となっております

http://www.jees.or.jp/gakkensai/docs/publish/01_Tokyo.pdf

(C) 事故通知はがきによる対応

はがきは、学事課窓口(大学1号館1階)にてお渡ししております

【治療および治療終了後】

② 保険金請求書の記入

「保険金請求書」※を学事課で受け取り、必要事項を記入の上、学校証明印を取得。

その後、学事課より保険会社宛に保険金請求書を送付致します。

※保険請求額が10万円を超える場合には、医師の診断書が必要となります

③保険金の受け取り

指定した銀行口座に、保険会社から保険金が振込まれます(書類の到着から原則30日以内)

学内問い合わせ先

東京慈恵会医科大学 大学事務部 学事課 庶務担当

〒105-8461 東京都港区西新橋 3-25-8 (大学1号館1階)

TEL: 03-3433-1111 (内線 2131)

FAX: 03-3433-6476

E-mail: gakujibu@jikei.ac.jp